

# 信州中野商工会議所 会報

6<sup>2019</sup>  
月号  
No.408



◀商工会議所広報委員会 石渡達也 (中野ハイヤー株)





新元号は、  
音の響きも意味も  
とても素晴らしいと思います。  
しなやかで  
力強い人をイメージしました。

---

書道家 **武田双雲** たけだ・そうん

1975年熊本生まれ。東京理科大学卒業後、NTTに就職。約3年後に書道家として独立。NHK大河ドラマ「天地人」や世界遺産「平泉」など、数々の題字を手掛ける。講演活動やメディア出演、著書出版も多数。2013年度文化庁から文化交流使に任命され、ベトナム・インドネシアにて、書道ワークショップを開催。15年には、カリフォルニアにて個展開催、17年にはワルシャワ大学にて講演など、世界各国で活動する。

公式ブログ「書の力」：<http://ameblo.jp/souun/>

公式サイト：<http://www.souun.net/>、感謝69：<http://kansha69.com/>

---

# 事務局日誌 令和元年 5月

7 火	中高職業訓練協会 常任理事会 YEG役員会
8 水	小規模事業者持続化補助金セミナー（個別相談） 広域専門指導員駐在日 第46回中野シヨンシヨンまつり企業協力費募集打合せ会議
9 木	広報委員会 県内商工会議所 専務理事会議（～10日） 長野県連YEG加盟単会連合会 諸会議
10 金	中山晋平記念会 理事会 信州中野おごっそフェア 部長会会議・実行委員会
11 土	北陸信越ブロックYEG 2019年度諸会議
13 月	日本政策金融公庫定例相談日 2019年度日商会報編集担当者研修会（～15日）
14 火	上信越ふるさと街道協議会 幹事会 5月正副会頭会議 令和元年度監査会
15 水	(株)斑尾 取締役会 長野しんきんビジネスフェア2019 出展
16 木	平成31年度中野市企業人権教育推進協議会総会
17 金	中高職業訓練協会理事会・通常総会 千曲川・高社山SEA TO SAMITO 監査 総務委員会 常議員会
20 月	千曲川・高社山SEA TO SUMMIT2019第1回実行委員会
21 火	信州中野無相大師奉賛会 理事会並びに通常総会 女性会役員会 平成31年度第46回全国労働保険事務組合長野支部 定期総会 YEGビジネスパワーアップ委員会
22 水	ifia JAPAN 展示会出展（共同出展、～24日）
23 木	きたしなの職業安定協会 理事会・総会 (株)斑尾 株主総会・第1回取締役 中野青色申告会 総会
24 金	通常議員総会
25 土	2019信州なかのバラまつり 開会式
27 月	中野市地域公共交通対策協議会 総会 (株)八十二銀行 頭取会 第2区議員例会
28 火	(公社)中野広域シルバー人材センター 総会 (一社)信濃中野法人会 総会
29 水	信州中野おごっそフェア打ち合わせ
30 木	第1回中小企業相談所長会議
31 金	信州なかの産業・観光公社 理事会・評議員会 若手後継者等育成事業事務担当者会議 飯山地区労働保険事務組合 総会

## 日本政策金融公庫 定例相談会

- 令和元年7月1日（月）10：00～12：00
- 場所：信州中野商工会議所

事業資金・教育資金のご相談

創業のための融資制度、事業計画についてのご相談

● 信州中野商工会議所  
〒383-0022 長野県中野市中央1-7-2  
TEL 0269-22-2191 FAX 0269-26-7007  
E-mail：info@nakanocci.or.jp



信州中野商工会議所  
ホームページ

# CONTENTS

4	会員ゴルフ大会 小規模振興委員名簿
5	常議員・通常議員総会
6・7	総務省 統一QR 「JPQR」普及事業の お知らせ
8	キャッシュレス決済の活用
9	企業と人 新入会員のご紹介
10	トレンド通信
11	中野市各種補助金のご案内

## 今月のみどころ

- 企業と人・・・P 9
- 新入会員のご紹介・・・P 9

会議所共済  
口座振替の  
お知らせ  
**6月24日(月)**  
です。

振替日が近づきましたら  
ご確認をお願いいたします。



#### 4回目の開催となる「信州中野おごっそフェア」今年も開催します

私たち信州中野おごっそフェア実行委員会は、中野市の魅力の発信・地域経済の活性化に向けて2016年より毎年10月に中野市最大の食のイベント

「信州中野おごっそフェア」を開催してまいりました。毎年来場者は2日間で1万人を超え、近隣市町村や県外からの来場者も多く訪れます。

今年は新たな取り組みとして、会場でのQRコード決済導入企画を考案中です。

5月17日より出店者募集が始まりました。

当会員の皆さまの出店エントリーをお待ちしております!!

出店者募集については、別紙「おごっそフェア開催決定冊子」をご覧ください



日時 2019年 10月26日(土)・27日(日)  
 場所 中野市防災広場  
 内容 詳細はまだ未定ですが、中野市のおごっそが大集合し、中野市の魅力を感じられる、様々な年代の来場者の方が参加し楽しめる企画を準備中です。

※おごっそ…信州の方言で「ご馳走・美味しいもの」

#### 信州中野おごっそフェア公式アカウント



Facebook



公式HP

## 令和元年度 小規模企業振興委員名簿

地区	氏名	事業所名	住所	電話
科野	小林昇二	北信ガレージ	越1123-2	23-3108
平岡	中澤勝成	中澤木材株	新井360-5	22-2618
長丘	小林昭男	丸昭工機	田麦793-1	26-3759
高丘	西原英樹	西原車体整備興業	立ヶ花110	26-2723
平野	竹内政則	(有)亀屋製菓	吉田299	22-2411
延徳	山浦秀二	(有)ヤマウラ電工	三ツ和2107-1	22-2194
日野	矢野浩	(有)北信樹脂工業	間山235-4	26-7946
豊田	黒岩正和	黒岩建設株	永江6555-1	38-3563

『小規模企業振興委員は、あなたと商工会議所を結ぶ身近なパイプ役です』

小規模企業振興委員とは「商工会議所には行きにくい」「どこに相談すればいいかわからない」という方のために、事業者と商工会議所を結ぶパイプ役です。振興委員は各地区毎に委嘱し最も身近な相談相手として、小規模企業振興のために活動しています。

小規模企業振興委員は、このようなご相談を会議所に取次ぎしています。

経営

金融

税務

法律

取引

労務

開廃業

# 平成30年度 事業報告及び収支決算 承認可決

## ＝ 常議員会・通常議員総会 ＝



平成30年度事業報告及び収支決算報告等を審議する常議員会が5月17日、通常議員総会が5月24日に、当所において開催しました。

第1号議案平成30年度事業報告について、第2号議案平成30年度収支決算について、第3号議案令和元年度第1回収支補正予算（案）（一般会計及び小規模事業経営支援事業（県補助金）、小規模事業

経営支援事業（市委託料）特別会計、共済事業特別会計並びに積立金特別会計）について、すべての議案が原案どおり承認可決されました。

平成30年度の主な事業を事項要約して掲げると次のとおりです。

①農工商連携による市内産の食材や食品を使用した、新商品の開発や販路拡大等の支援をおこなうため、『第3回信州中野おごっそフェア』の実施。

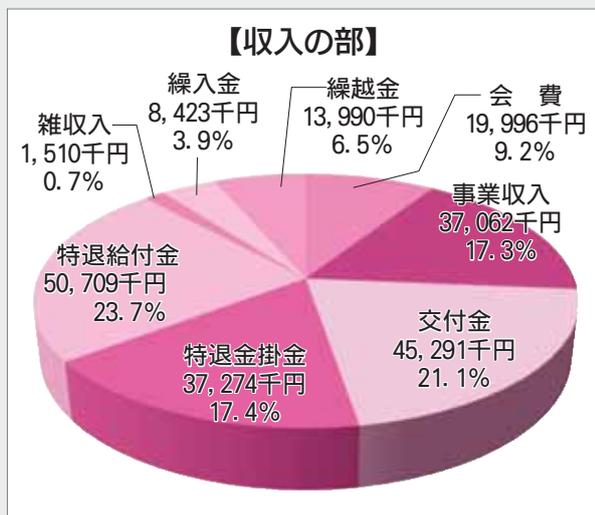
②中野市、JA中野市とスクラムを組み「信州なかの」のブランド力の強化に向けた取り組みを実施。

③消費税軽減税率制度及びキヤッシュレス化に向けたデモ機器「Airレジ」を設置し、円滑な導入支援の継続を実施。

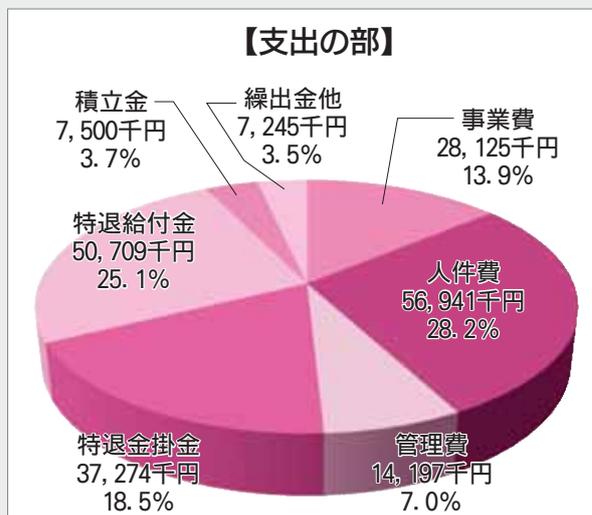
④広域専門指導員による管内の小規模事業者に対する事業承継、事業継続計画、技術支援、創業支援など様々なニーズに高度かつ専門的な支援を実施。

### 平成30年度 連結収支決算書合算構成比

【収入総額 215,455千円】



【支出総額 201,991千円】



# 総務省 統一QR「JPQR」普及事業を長野県で実施！

## 統一QR「JPQR」普及事業説明会

モバイル端末を用いたキャッシュレス決済手段の広範な普及により決済比率を増加することを目的に、QRコード決済等の実証を行なう総務省の統一QR「JPQR」普及事業を長野県で実施することになりました。(本事業を実施する4県：長野県・岩手県・和歌山県・福岡県) また、10月1日から経済産業省では「キャッシュレス消費者ポイント還元事業」も予定されておりますので、下記セミナーに積極的にご参加ください。

### 事業者のみなさま

## 総務省 統一QR「JPQR」普及事業のお知らせ

統一QRの導入で、手数料等の優遇が受けられます！

対象期間：2019年8月1日～2020年1月31日 (QRサービスにより開始時期は異なります)

### 全国に先駆けて長野県で導入！統一QR「JPQR」とは？



「OOPay」

導入してみたいけど、種類が多くて現場が大変…



＼これ1つでOK！

国内のQR決済事業者 (OOPay) を1つのQRにまとめお客様にとってスムーズな支払いを実現する国の取り組みです

### 今、統一QRに申込みメリットは？

#### 1 一括申し込みOK

複数の国内QR決済サービスと一度の申込で同時契約が可能です。一社一社と手続きする事務負担が軽減されます。  
※メールアドレスが必要です



#### 2 決済手数料等優遇

期間中の申込で、通常よりも低廉な決済手数料 (最大1.8%程度) で契約が可能です。



#### 3 集客力UP

同時に複数のQRサービスに対応可能です。またのぼりやポスターの提供、地元イベント出展PRなど県をあげて認知度向上に取り組みます。



※契約には、審査が発生します。決済手数料率は、各QRサービスにより異なります。

### 統一QR、どのQRサービスが利用できる？

au PAY

Pay

J-Coin Pay

Pay

ゆうちょPay

LINE Pay

### 統一QR、いつから利用できる？いつまで優遇？

2019年8月より、全国に先駆け長野県で統一QRの導入を開始する予定です  
まずは店舗説明会にお越しいただき、申込頂くと期間中の手数料等の優遇が受けられます  
**お申込受付は、6月2日説明会開始日より開始いたします**

2019								2020	
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
	契約申込期間		統一QR決済の利用開始/手数料等優遇期間 (2019年8月1日～2020年1月31日)						

※期間中および期間終了後の手数料率は、各QRサービスにより異なります。  
※利用開始時期は、QRサービスにより異なる場合があります。詳しくは説明会へご参加ください。

## 統一QR導入までの流れ

### 説明会への参加

説明会にて事業概要や、各QRサービスの特徴、申込可能なQRサービス、決済手数料等に関してご説明します。

### 加盟申し込み・審査

申込書に必要事項をご記入いただき、不備などがいないかチェックを行います。その後、各決済事業者にて審査を行います。

### スタートキット到着

「JPQR」の加盟店ステッカーやミニのぼりなど、加盟店広報に必要な資材を郵送します。各決済事業者毎の利用開始手続き後、決済が可能となります。

※説明会終了後にお申し込みができます。お申込予定の方は以下の書類をお持ちください。

## お申込に必要な書類（ご持参ください！）

以下の必要書類を店舗説明会にお持ちください。

- ① 許認可写し ※許認可写しのある業種の方のみ  
…飲食店・宿泊業・卸売／小売業・運輸業・サービス業・製造業・医療福祉・不動産業・鉱業・建設業の方等
- ② 本人確認書類のコピー(有効期限内) ※個人事業主の方のみ  
…運転免許証(表裏両面)、日本国発行パスポート(顔写真付きページ+住所記載欄) いずれかひとつ
- ③ 登記簿謄本(発行日より3ヶ月以内) ※法人の方のみ
- ④ 事業内容が確認できるホームページをお持ちでない方は、事業内容がわかる資料  
…各行政機関発行の許認可証、会社案内、パンフレット、チラシなど
- ⑤ 店舗内観・外観の写真コピー
- ⑥ 金融機関お届け印（ゆうちょPay利用の場合のみ）  
…ゆうちょ銀行総合口座（通常貯金）お届け印が必要。口座未開設の方は、事前の口座開設も必要。

※片面・A4用紙コピーをご用意ください。



## 説明会開催



日時：令和元年 6月28日(金) 14:00～16:00

場所：長野県北信合同庁舎（長野県中野市大字壁田 955）

実施主体：総務省 統一QR「JPQR」普及事業 事務局

お問い合わせ：信州中野商工会議所

お申し込み TEL 0269-22-2191 FAX 0269-26-7007

※総務省 統一QR「JPQR」普及事業は長野県内の商工会議所・商工会、長野県等の協力のもと、実施しています。

**参加料:無料**

参加ご希望の方は事前の予約が必要です。電話でのお申し込み、または参加申込書をご記入の上、FAXでお申し込みください。

**【説明会参加申込書】 FAX 0269-26-7007**

事業所名		住所	
参加者名		TEL	



# 消費税対策にも有効なキャッシュレス決済の活用

(全 10 回シリーズ)

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

## 【第3回】キャッシュレス決済に関わる政府施策〔その3〕

第3回となる今回は、本格的に始動しつつある「キャッシュレス・消費者還元事業」の補助制度活用にあたり、中小企業・小規模事業者（以下「中小小売店等」という。）の本制度への参加申請に向けたステップや確認すべき事項、今後のスケジュール等について、本制度専用ウェブサイト (<https://cashless.go.jp>) の公表資料に基づいて解説します。

### ＜ポイント還元制度の現状＞

決済事業者は、大きく2つに分類されます。一つは、キャッシュレス発行事業者であり、消費者に対してキャッシュレス決済手段を提供する事業者（A型決済事業者）のことを言います。もう一つは、加盟店支援事業者であり、中小小売店等に対して必要に応じてキャッシュレス決済手段を提供する事業者（B型決済事業者）のことを言います。中小小売店等は、この「B型決済事業者」を通じて本制度に参加申請し、補助金事務局に登録を行うこととなります。店舗等に対する決済端末導入補助や手数料補助も、この「B型決済事業者」経由で行うこととなります。

なお、5月13日、A型・B型あわせて58社のキャッシュレス決済事業者が正式に登録（補助金の交付決定）され、公表されました ([https://cashless.go.jp/assets/doc/kessai\\_touroku\\_list.pdf](https://cashless.go.jp/assets/doc/kessai_touroku_list.pdf))。

### ＜中小小売店等の参加申請＞

#### ①店舗等が本制度の対象か確認を

本制度は、原則として中小企業基本法の中小企業等に該当する中小企業・小規模事業者が対象です。ただし、定義上は中小企業等に該当しても、直近3年の課税所得が年平均15億円以下であることや、特定の事業区分、取引、商品については「対象外」になる場合があります。詳細は、本制度ウェブサイトにて事業内容や取扱商材の適用性について確認できます ([https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyo\\_teigi.pdf](https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyo_teigi.pdf))。

#### ②参加申請方法の確認を

本制度は、新たにキャッシュレス決済手段を導入する中小小売店等だけでなく、既に導入済みの中小小売店等も参加可能です。新たにキャッシュレス決済手段を導入する場合は、決済事業者から公表された「プラン」の中から、自社に合ったサービス内容を提供する決済事業者に直接連絡のうえ、新規で手続きを行う必要があります。一方、後者で、現在利用中の決済サービスを継続利用したい場合には、同サービスを提供している決済事業者が本制度に登録済みかを確認のうえ、当該決済事業者と改めて手続きを行っていただく必要があります。後者は、中小小売店等からアクションを起こさない限り、参加手続きが行われないことに注意が必要です。

#### ③申請時の留意事項

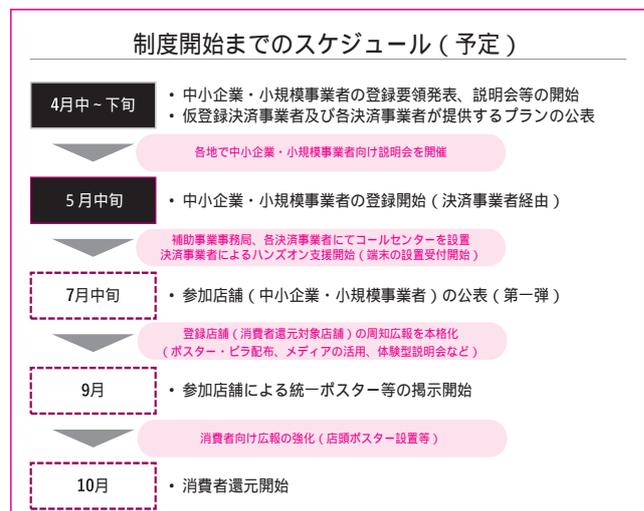
キャッシュレス決済事業者が、本制度を通じて提供する「プラン」の概要は、専用ウェブサイトにもリストとして掲載されています（※）。具体的には、「クレジットカード」「電子マネー」「QRコード」「特定地域向け（地域通貨、地域限定サービス等）」「EC事業向け（オンライン決済サービス）」の5つに分類されています。

なお、同一の決済事業者が複数の決済サービスを提供している場合、中小小売店等は決済サービスごとに申込む必要があり、それぞれに決済事業者から審査を受けます。また、本制度に参加する中小小売店等には別途、「要件」（本制度に関する国や補助金事務局による調査への協力等）や「義務」（ポスターの店頭掲示義務や、消費者とのキャッシュレス取引がキャンセル・取消しとなった場合に消費者に対して当該取引のポイントが還元されないようにするための決済事業者への報告義務等）が課されることとなります。詳細は、参加申請するB型決済事業者へ確認をお願いします。

中小小売店等は、決済端末を「実質無償」で導入可能であり、かつ実施期間中の決済手数料は「実質2.166%以下」であるものの、別途通信費など付随コストの発生や、補助期間終了後の端末・決済手数料の取扱いが決済事業者により異なるため確認が必要です。詳細は、「加盟店向け決済サービスのリスト」の概要をご参照ください。

※加盟店向け決済サービスのリスト：

<https://cashless.go.jp/franchise/index.html#list>



# 企業と人

343

## 株式会社 児玉商店

代表取締役社長 児玉至朗さん



今月の「企業と人」は中央1丁目、中野の町のだ真ん中で店を開いておられる、株式会社児玉商店の代表取締役社長、児玉至朗さんをご紹介します。100年以上続くこのお店は、先々代の弥助さん（明治33年生まれ）が鎮目家から児玉家に養子に入つた時から、鎮目商店から児玉商店に社名を変更され現在に至り、今の社長至朗さんが児玉商店として三代目になるそうです。

元もとのご商売は穀屋で米などの穀物そして肥料や塩の専売をしておられ、回りの地域から年貢米徴収を請け負う北信州を代表するお店で、その米を貯蔵した蔵が今でも店の奥に残っています。しかし、そうして長く営んできた穀屋が戦争で米が配給制になった為、商売ができなくなってしまう試行錯誤の末、雑貨屋を始め

れこれだけに留まらず、かばんのトランクを製造販売もされ今でも蔵の中にその材料や部品が残っているそうです。

現在のご商売、青果の委託販売は二代目の良規さん（現会長）の代になって始められ、具体的には農家さんから預かった青果を全国の市場まで運び、卸すお仕事です。始められた当初は自社トラックで北陸や関東に運送もしておられたそうです。

現在の社長至朗さんは、大学で農芸化学を学び2年間企業の研究所で研修した後、家業を継がれました。その知識を生かし農薬販売も始め、ご商売に大いに役立てていらつしやいます。

お仕事をされる上で常に心がけている事は、生産者の皆さんが丁寧に沢山の手間を掛けた青果を少しでも高く市場に卸したい。そして消費者の皆さんにその手間を掛けた青果を美味しく味わってほしいと願っているそうです。

世の中の販売体系も変化し多様化する中で、生産者の皆さんは高齢化し色々な面で不安があるみた

いです。そんな方々に少しでもお役に立ちたいとも言っておられました。

児玉さんはご両親と奥様、4人のお子さんの8人家族で（今では大家族？）日本の少子化に大変貢献されています。そのお子さんの野球の応援やブラスバンドの鑑賞が一番の楽しみで、高三のお子さんの野球が終わってしまうのが寂しいそうで、現在の一番の悩みだと笑って言っていたのが印象的でした。

最後になりましたが、突然のお願いにもかかわらず、快くインタビューにお応えいただいた誠意がありがとうございました。児玉さんとは商工会議所の青年部で知り合い、かれこれ30年以上のお付き合いをさせていただき本当にありがたいです。平成から令和が変わっても一緒に色々な事を楽しんでいければと思っています。これからよろしくお願い致します。

（インタビュアー 西山 弘



### 告知 中野祇園祭

伝統の中野祇園祭を今年も開催します。みこしの行進や馬乗り行事などが行われます。ご家族でお出かけください。

とき/令和元年7月13日（土）四ヶ町みこし行進  
14日（日）馬乗り行事

場所/市街地



### 告知 第46回中野シヨンシヨンまつり

今年で通算46回の開催を数え、県内でも歴史ある市民祭の「中野シヨンシヨンまつり」。この祭りは、市民総参加の夏祭りです。たくさんの仲間を誘って、ぜひご参加ください。



日時/令和元年7月27日（土）18:00（踊り開始）  
場所/市街地

### 新入会員のご紹介 ドリーム スパイス



代表者名：土屋 久美子  
所在地：中野市西1-4-34  
ブラジルビル1-A  
TEL：0269-24-1139  
業種：カレー店

## 消費者の"みかた"

# 「賞味期限切れの食品は食べられない？」



公益社団法人日本消費生活アドバイザー・  
コンサルタント・相談員協会(通称NACS)  
消費生活研究所所長

戸部 依子

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、日本では1年間に632万トンにもなるといわれています。豊かな食生活の裏側で、売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄され、社会問題にもなっています。消費者庁、環境省、農林水産省などでは、食品ロスを少しでも減らそうと、さまざまな取り組みや呼び掛けを行っています。

食品ロスを減らす民間の取り組みの一つとして、賞味期限切れの商品を売る店が東京や大阪でこの春オープンして話題になっています。お茶や缶詰、ゼリーなど日持ちのする商品が中心ですが、定価の1割を切るような商品もあって人気があるようです。

「本当に賞味期限を過ぎても食べられるの？」と思われるかもしれませんが、賞味期限はおいしく食べられる目安の期限であり、それを過ぎたからといってすぐに食べられなくなるわけではありません。

一般に販売される加工食品は、食品表示法という法律で消費期限または賞味期限のどちらかの表示が義務付けられています。消費期限は日持ちのしない食品で、この日を過ぎたら食べない方がよいことを意味します。一方、賞味期限は日持ちのする、多くの加工食品に表示されています。

賞味期限は、事業者が国の定めた「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を参考に決めるものです。同じように見える食品でも、原材料や作り方の違い、工場

の衛生状態などによっても日持ちする期間は変わります。ガイドラインでは、事業者が客観的に期限を決めることができるように微生物試験や官能試験などを含めて、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定する方法を示しています。

事業者はここまでなら食べられるという期間を決め、それを1として、安全係数を掛けて賞味期限を決めます。この安全係数は食品によって異なり、例えば、レトルトカレーの安全係数を0.8とし、この商品の食べられる期間が10カ月とすると、賞味期限は8カ月となります。この場合は、賞味期限を過ぎても2カ月くらいは食べられることになります。

賞味期限の過ぎた食品を販売することは法律で一律に禁止されているわけではありませんが、不衛生なものを販売した場合は食品衛生法という別の法律で取り締まられることになります。販売事業者は、「早めに食べてください」といった情報提供を消費者に対して行うことも必要となるでしょう。

◇戸部 依子／とべ・よりこ

大阪府生まれ、消費生活アドバイザー12期。近畿大学農学部食品栄養学科、慶應義塾大学法学部法律学科卒業。ライオン株式会社の研究開発本部および品質保証部を経て、現在に至る。医薬品、食品、医療分野の品質保証、食品安全に関する研究とマネジメントシステム認証審査業務に携わっている。

# 中野市 各種補助金のご案内

中野市では、事業所向けに様々な補助金を設けております。

そこで今回は、頻度が高いものをご紹介します。

お問合せ先：中野市 経済部 営業推進課 商工労政係 電話22-2111(内線272)



## ●店舗改修等支援事業補助金

活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するため、商店街団体及び事業者等が中心市街地において実施する店舗改修等に要する経費に対して、補助金を交付します。

補助対象者	<p>(1)商店街団体 ・商工会議所、商店街振興組合及び一定要件を満たす商店街</p> <p>(2)事業者等 次の要件のいずれかに該当し、法人、個人で市税の滞納がない方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内に店舗を有しておらず、小売業等を営もうとする者</li> <li>2. 市内に小売業等ではない店舗を有している者で、             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. その店舗において、小売業等を営もうとするもの（業種転換）</li> <li>イ. その店舗とは違う店舗において、小売業等を営もうとするもの</li> </ol> </li> <li>3. 現に市内に有する店舗において小売業等を営んでいる者で、             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 空き店舗を小売業等を営むために活用後も、現に市内に有する店舗において継続して事業を営むもの</li> <li>イ. 既存店舗を改修しようとするもの（事業拡大・利便性向上に係る改修）</li> </ol> </li> </ol>
補助対象経費	<p>(1)空き店舗活用事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 改修費補助             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助対象経費 ・空き店舗活用事業の用に供するための改修に要する経費 (建物又は土地の取得費及びそれに伴う移転補償に要する経費は除きます)</li> <li>● 補助率 ・対象経費の3分の1以内。ただし、200万円を限度額とします。</li> </ul> </li> <li>② 家賃補助             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助対象経費 ・空き店舗活用事業の用に供するための建物の賃借に要する経費</li> <li>● 補助率 ・対象経費の2分の1以内。ただし、100万円を限度額とします。 (なお、交付期間は同一事業に対してコミュニティ施設にあつては3年間、貸店舗及び事業者等が新規に店舗を営む場合にあつては1年間を限度とします)</li> </ul> </li> </ol> <p>(2)既存店舗改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助対象経費 ・事業拡大又は業種転換による既存店舗の改修に要する経費及び専ら来店者が直接利用し、利便性の向上に寄与する設備等の改修に要する経費。(ただし、単に設備等の老朽化による改修は除きます)</li> <li>● 補助率 ・対象経費の3分の1以内。ただし、200万円を限度額とします。(ただし、同一店舗につき1回限りとします)</li> </ul>

## ●展示会等出展事業補助金

中小企業における販路の拡大を支援し、地域産業の発展を図るため、展示会等（市外で行われる自社の製品及び技術力を紹介するための展示会・見本市・展示商談会で、展示即売を伴わないもの）に出展する中小企業者等に対して、補助金を交付します。(卸売業、サービス業及び小売業は除く。)

補助対象経費 及び 補助率	<p>・出展小間料・会場使用料・搬入搬出費用・展示会説明員派遣旅費・会場内装飾経費等（1/2補助） ただし、同一年度内において、中小企業者は25万円、3以上の中小企業者で構成されたグループは75万円を限度額とします。</p>
---------------------	--

## ●人材育成助成金

中小企業における人材育成を図るため、中小企業大学校・長野県中小企業団体中央会等の研修を受講した者に対して、補助金を交付します。

補助対象経費	<p>・中小企業者本人又はその従業員が公的研修等(研修期間が2日間以上のものに限る)を受講した際に要した受講料(交通費、宿泊料及び食事代は除きます)</p>
補助率	<p>・対象経費の2分の1以内。ただし受講者1人につき1年度当たり1回限りで、限度額5万円とします。</p>

## 国が準備したセーフティネット

# 安心の材料をご提供します。

## 小規模企業共済制度

### ●制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

#### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします



## 経営セーフティ共済

### ●中小企業倒産防止共済制度の特長

#### 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

#### 2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

#### 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から  
会社を守る制度です！

